

令和 3 年 5 月 31 日付け札幌市水道局告示第 216 号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 25 日

札幌市水道事業管理者  
水道局長 木下 淳嗣



記

1 訂正する告示

札幌市水道局告示第216号の名称

- ・水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）
- ・水道局本局庁舎 他 指定施設において使用する電力（業務用電力）
- ・水道局西野浄水場 他 指定施設において使用する電力（高圧電力Ⅰ型（一般））
- ・水道局発寒川取水場 他 指定施設において使用する電力（高圧電力Ⅱ型（時間帯別））

2 訂正箇所(訂正内容は別紙参照)

- (1) 契約書（案）
- (2) （別紙 2）電力供給誓約書

3 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

【別紙】

契約書（案） 【共通】

正	第21条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市水道局契約規程及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。
誤	第21条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市水道局契約規程及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

契約書（案） 【本局庁舎・西野浄水場・発寒川取水場】

正	<p>(第7条3項を4項に変更、及び3項追加) (第17条2項追加)</p> <p>第7条 3 <u>契約受電設備を減少する場合または工事等により一部を使用しない場合で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少した日以降12月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、発注者と受注者との協議によって定めた値とする。ただし、減少した日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が発注者と受注者との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とする。</u></p> <p>4 前2項に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。</p> <p>第17条 2 <u>請求における事務処理の不備を防止するため、スイッチング申込完了後、施設ごとの電力切替え予定日（供給開始日）を文書にて報告すること。</u></p>
誤	(省 略)

(別紙2) 電力供給誓約書 【共通】

正	<p>(様式下部に文言追記)</p> <p><u>備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。</u></p>
誤	(省 略)